

議案第百十一号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第四項及び第五項各号」を「第六条第五項及び第六項各号」に改める。
第六条第五項中「当年度分(四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。)」が五万七千七百円未満である」及び「であつて、当該世帯」を削り、「次項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の」を「二番目の年長者で

ある」に、「次項第三号」を「次項第一号及び第四号」に改め、同条第六項中「基本保育に係る給食費」の下に「（基本保育に係る給食費については、第三号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第一号本文中「当該」を削り、同号ただし書中「当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。第三号及び第八条第六項第三号において同じ。）に該当する場合を除く。）」を「当該世帯」に改め、同項第二号中「の区市町村民税のうち所得割課税額」（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。第四号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。第四号において同じ。）に改め、同項第三号中「世帯であつて、当該世帯が」を削り、「に該当する場合における当該世帯」を「（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。第八条第六項第三号において同じ。）に、「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者及び二番目の年長者である者以外の全ての小学校就学前の子ども（前二号及び次号に該当する場合を除く。）

（港区保育の実施に関する条例の一部改正）

第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百円未満である」及び「であつて、当該世帯」を削り、「次項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の」を「二番目の年長者である」に、「次項第三号」を「次項第一号及び第四号」に改め、同条第三項第一号本文中「当該」を削り、同号ただし書中「当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。第三号において同じ。）に該当する場合を除く。）」を「当該世帯」に改め、同項第二号中「の区市町村民税のうち所得割課税額」を「（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。第四号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。第四号において同じ。）」に改め、同項第

三 号中「世帯であつて、当該世帯が」を削り、「に該当する場合における当該世帯」を「世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。」に、「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者及び二番目の年長者である者以外の全ての保育の実施に係る児童（前二号及び次号に該当する場合を除く。）
第四條の二第二項中「前条第三項各号」の下に「（第三号に該当する場合を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例第六条第五項及び第六項第三号の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料（同条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第四条第二項及び第三項第三号

の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料（同条例第三条に規定する基本保育料をいう。

以下この項において同じ。）から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（説明）

東京都が小学生以上の兄又は姉がいる世帯の保育料の負担軽減の補助制度を開始したことを踏まえ、多子世帯に係る保育料について負担を軽減するため、本案を提出いたします。